

【事案 I - 3】 契約無効確認・満期共済金支払・既払込掛金返還請求

・2025年8月25日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、1988年に契約した満期共済金付火災共済契約（以下「火災共済」という。）を1999年に共済掛金払済契約に変更するとともに別の新規契約に加入したのは、被申立人に騙されたものであって無効と主張し、併せて被申立人に対して変更前の契約に基づく満期共済金の支払いと新規契約の既払込共済掛金の一部返還を求めたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

1988年に契約した火災共済について、1999年の払済契約への変更を無効とし当初契約の満期共済金600万円を支払え、また、新たに締結した新規契約の5年分の共済掛金を返金せよとの判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 1988年に火災共済（満期共済金額600万円、火災共済金額：3,000万円、動産特約共済金額：500万円）を契約した。1999年頃、被申立人担当者（以下「担当者」という。）から満期共済金額は20万円程度少なくなり共済掛金は4～5万円程度高くなるが、火災共済金額：4,000万円、地震共済金額2,000万円への契約の見直しを勧められ了承した。後日、担当者が持参した白紙の申込書に言われるがまま署名・押印した。
- (2) 年末に保険料控除証明書を受領して初めて新規契約（満期共済金額290万円、火災共済金額2,900万円）に加入していたことに気づき、解約を申し出たが、クーリングオフ期間を過ぎているとして認められなかった。説明は無かったが当初契約は満期共済金額194万円、火災共済金額974万円の払済契約に変更されていた。
- (3) 以上の手続きにより払済契約と新規契約の2契約を合わせ、火災共済金額3,874万円（2,900万円+974万円）、満期共済金額484万円（290万円+194万円）、動産特約付帯なしとなった。
- (4) 当初契約から共済掛金は高くなったにも関わらず満期共済金額は当初契約より大幅に低減し、かつ動産特約が付帯されていない契約は騙されない限り締結することはなく、よって新規契約は成立しない。
- (5) 共済掛金について、合計で705万円（当初契約で10年間分176万円、新規契約で25年間分529万円）を支払っているため、うち5年間分の共済掛金の返金を求める。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求はいずれも認められない、との裁定判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 1999年に当初契約から払済契約と新規契約への変更等を行った理由は、木材等の物価上昇により、当初契約の共済金額では、本件建物の再取得価額に900万円ほど不足する事情が生じたためである。
- (2) これに対し、当初契約の共済価額を3,900万円に増額した場合、年掛金が4～5万円程度増額し、24～25万円となる見込みであった。そこで、担当者は、当初契約を生かしつつ、掛金の増額を最低限に止め、本件建物の損失にも十分な保障を受けられる方法として、払済契約への変更等を申立人の妻に提案し、変更後の契約及び新規契約の保障内容について説明した上で、承諾を得て手続を行った。
- (3) 裁定申立書や証拠書類等によると、全て同じ印影の印鑑で押印されていることから、申立人の妻が申立人を代理して、各書類に押印したことは明らかである。
- (4) 以上のとおり、払済契約及び新規契約は有効に成立し、何らの無効や取消事由も存在しない。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

申立人は、担当者から何の説明もなく白紙の申込書に言われるがまま署名、捺印をしたものであることから無効との旨を主張するが、申立人は本件払済契約および新規契約に関して、交付されている共済証書により容易に契約内容を確認できたこと、新規契約の満期時まで継続的に共済掛金を支払っていたこと等に照らせば、内容を承知の上で、共済期間満了まで契約を継続していたと解するのが妥当である。したがって、本件変更等は有効であると認めるのが相当であるから、当初契約内容での満期共済金の支払いおよび新規契約の既払込共済掛金の返還はいずれも認められない。